

詳細図2

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例第7条で指定する区域（法第34条11号）

【令和7年10月7日 八千代市告示第292号 施行期日：令和9年10月1日】

【連たん立地基準】

市街化調整区域のうち市長が指定する区域内（黄色着色）にあって次の各号のいずれにも該当する土地の区域が対象となります。

(1) 次のいずれかに該当する土地の区域

- ・申請地を含む半径150メートルの範囲内に40以上の建築物（20以上の建築物が市街化調整区域内に存している場合において、市街化区域内に存する建築物を含む。）が連たんしている土地の区域
- ・敷地間の距離が55メートル以内で40以上の建築物（市街化区域内に存する建築物を含む。）が連たんしている土地の区域であって、当該建築物の敷地からの距離が55メートルの範囲内であるもの

(2) 次に掲げる区域を含まない土地の区域

・災害危険区域

（建築基準法第39条第1項）

・急傾斜地崩壊危険区域

（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項）

・土砂災害警戒区域

（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項）

・浸水想定区域内において3.0メートル

以上の浸水が想定される区域

（水防法第15条第1項第4号）

・農用地区域

（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）

